

いて必要な実務を統括する。

- 7 事務局員は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- 8 会計は、本連盟の会費及びその他の収支を管理する。
- 9 審判部長は、審判部を統括し、連盟主催の試合の円滑運行、並びに加盟チームに対して審判技術についての指導を行う。
- 10 副審判部長は、審判部長を補佐し、審判部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 11 監査は、本連盟の会務及び会計を監査し、理事会・総会に報告する。
- 12 顧問は、会長の諮問に応じ、連盟に対して助言及び意見を述べる。

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第6章 会議

第14条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、構成メンバーの過半数の出席がなければ開催できない。ただし、同一議事について再度招集したときは、この限りではない。
- 3 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第15条 総会は、連盟の役員をもって構成し、毎年定期に開催する。また、会長が必要と認めたときには、臨時総会を招集することができる。なお、加盟チームのメンバーの総会へのオブザーバーとしての出席はこれを妨げない。

第16条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員の承認
- (2) 事業計画及び報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 規約の変更
- (5) その他、必要事項

第17条 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、審判部長、副審判部長及び理事をもって構成し、理事長の要請により隨時招集できる。議事の内容によって、他の役員の出席も要請することができる。また、他の役員のオブザーバーとしての出席はこれを妨げない。

第18条 理事会は、理事長が議長となり、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会提出議案
- (2) 役員の推薦・選出

(3) 連盟規約の改正案の作成

- (4) 事業計画・報告及び予算計画・報告
- (5) 各種大会、事業の運営に関する事項
- (6) その他、連盟運営に必要な事項

第7章 会計

第19条 本連盟の経費は、年会費・大会参加費・補助金及び寄付金等をもって支弁する。

第20条 本連盟の年会費及び大会参加費は、毎年理事会で決める。

2 加盟チームは、年会費は毎年度初めに、大会参加費は大会の都度納入するものとする。

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 審判部

第22条 審判部は、日本ソフトボール協会の公認審判員をもって構成する。

- 2 審判部は、審判技術の向上を通して、ソフトボールの普及と発展を図ることを目的とする。
- 3 審判部細則は、別に定める。

附 則

- 1 本規約は、昭和53年10月12日から施行する。
- 2 本規約の改正は、理事会が改正案を作成し、総会の承認を得るものとする。
- 3 本規約の運用についての必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。
- 4 定常的に行っている事業に関しては、運用細則を作成しなければならない。

附 則(平成元年4月1日)

本規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月17日)

本規則は、平成25年8月17日から施行する。